

『札幌学院大学人文学会紀要』の刊行要領

1. 札幌学院大学人文研究部会は『札幌学院大学人文学会紀要』（以下『紀要』とする）を年2回発行する。
2. 『紀要』に掲載された論文等の著作権は、札幌学院大学総合研究所に帰属する。
3. 『紀要』は論文、研究ノート、実践報告、資料、翻訳、書評、学会だより等を掲載する。なお、投稿できる原稿は未刊のものとする。
4. 『紀要』に投稿できるのは「札幌学院大学人文研究部会規程」（昭和59年4月1日制定）第4条の通常会員と賛助会員とする。なお、外国人教師は契約期間中賛助会員とするが、会費を徴収しない。投稿原稿が上記の会員以外の者との共著の場合は、本学の会員が第1著者であることを条件とする。ただし、依頼原稿の場合はこの限りではない。
5. 投稿原稿は原則として、『紀要』1巻につき1名1篇とする。
6. 研究部会幹事をもって編集委員会を構成する。
7. 編集委員会は投稿原稿の可否を審議する。そのために学内外の適当な専門家の意見を聴取する。また、編集委員会は原稿の可否を著者に通知し、修正を求めることができる。投稿原稿の掲載の種類については、編集委員会は著者と協議して決定することができる。
8. 原稿の掲載順位については、編集委員会にて決定するものとする。
9. 『紀要』に投稿する者は、定められた期日までに大学院・研究課に「投稿整理カード」を提出し、エントリーしなければならない。なお、「投稿整理カード」は大学院・研究課にて常時用意している。
10. 投稿エントリーと原稿提出の期限、紀要刊行の時期は、以下の通りとする。

| | | |
|------------|-------|--------|
| ①投稿エントリー期限 | 5月末日 | 9月末日 |
| ②原稿提出期限 | 7月15日 | 11月15日 |
| ③紀要の刊行 | 10月1日 | 2月1日 |
11. 校正は再校までとし、校正期間は初校2週間、再校4日間とする。なお、大幅な修正は初校までとし、再校については確認程度とする。
12. 著者には、別刷50部を贈呈する。なお、これを超える別刷を希望する場合は、別途その費用を徴収する。
13. この刊行要領は、2011年度受付分原稿より有効とする。